

議案第17号

条例・規則等の取扱いについて

条例・規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年10月19日提出

長岡市・川口町合併協議会

会長 森 民 夫

条例・規則等の取扱い

条例、規則等は、長岡市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整内容に係る条例、規則等については、その調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする。

市町村合併に伴う例規整備について

1 編入合併における例規の取扱い

編入する市町村の法人格はそのまま存続するため、編入する市町村の既存の例規は、引き続き効力を有する。

一方、編入される市町村は、市町村合併が行われることにより法人格が消滅するため、既存の例規は効力を失うこととなる。

このため、編入する市町村は、事務事業の調整による既存の例規の改正や、合併協議会によって定めた各種特例のうち例規で定める必要のあるもの（税の不均一課税等）、編入される市町村の施設等について例規の整備を行うこととなる。

2 2市町における条例、規則等の総件数（平成21年4月1日現在）

条例	465件
規則	477件
要綱、規程等	664件
計	1,606件

3 例規整備の作業内容

①例規の調整方針の検討・決定

各分科会において、各種の事務事業等の調整方針と併せて、例規の調整方針について検討する。

検討に当たっては、例規を種類による区分と施行方法による区分により分類するとともに、それぞれの例規について制定、廃止、統合、分離のいずれにすべきかを検討し、整理する。

ア 例規の種類による区分

条例事項として定めるべきもの、規則事項となるもの等を統一的な基準により整理し、それぞれの例規の法形式（条例、規則、要綱等）を確定する。

イ 施行方法による区分

整備すべき例規の施行の方法により、即時施行、暫定施行、漸次施行のいずれかに決定する。

即時施行の例規…法律の規定により必ず設置するもの（例：市の位置を定める条例）、市の組織に関するもの（例：部制条例）、市民の権利の制限又は義務を課すもの（例：税条例）、公の施設等の設置・管理に関するもの等、合併と同時に施行させる必要があるもの

暫定施行の例規…暫定措置として、従来その地域に施行されていた例規を新市の例規として当該地域に引き続き施行させるため、合併と同時に施行させる必要があるもの

漸次施行の例規…合併後、逐次制定し、施行させる必要があるもの

②例規原案作成調書の作成

例規 1 件ごとに、新例規の名称や、各分科会において調整し、決定した事項等を記載した例規原案作成調書を作成する。

③例規原案の作成

例規原案作成調書に基づき、各例規の原案を作成し、各分科会において検討する。